

借入金に関する理由書及び資金計画(案)

1. 理由書

(財)自動車リサイクル促進センターは、平成15年6月24日に「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」に規定されている資金管理法人、情報管理センター及び指定再資源化機関の3指定法人に指定されており、現在、平成17年1月1日からの自動車リサイクル法の本格施行に向けた準備として実務運用の詳細の検討や体制整備を鋭意行っている状況。

自動車リサイクル法の円滑な施行のためにはこれらの準備に要する費用が不可避であること及び主な収入源である資金管理料金、情報管理料金、小規模製造輸入業者からの委託料金等は自動車リサイクル法が本格施行される平成17年1月以降に収受可能なものであり、また本格施行直後の制度立ち上がり時期は定常状態に比較して収受金額も小さいものとなることが想定されること等から、本財団が自動車リサイクル法上の重要な役割を果たすためには、期間1年超の長期借入が必要不可欠なものと判断される。

(1) 資金管理法人

① 長期借入の必要性

資金管理機能に関する平成16年度の事業計画では、平成16年12月末までは再資源化預託金等の収受に係る体制整備や自動車所有者・ユーザーに対する理解普及活動を中心に自動車リサイクル法の円滑な施行のために必要不可欠な準備業務を行うこととなっており、平成17年1月の自動車リサイクル法の本格施行以降は再資源化預託金等の収受、管理・運用、自動車製造業者等への払渡し等の資金管理業務を実施することとなる。

これらの事業を行うための収入としては、主に、自動車所有者から再資源化預託金等の預託を受ける際に収受する資金管理料金(経済産業・環境大臣認可)、と(社)日本自動車工業会及び日本自動車輸入組合からの収入があるが、資金管理料金は平成17年1月の自動車リサイクル法の本格施行以降に収受が開始されるものであり、また、平成16年度においては3カ月分しか収入にならず3,166百万円にとどまると見込まれる。また、(社)日本自動車工業会及び日本自動車輸入組合からの収入については、原則として

情報システムのプログラム構築費用、人件費、施設管理費等の全額と、情報システム機器のリース費用・メンテナンス費用、外部委託費、通信費、理解普及活動に必要な費用の原則折半額に充当することとされており、用途が限定されているが、1, 521百万円と見込まれ、以上を合計すれば、平成16年度の収入の合計は、4, 688百万円となる。

本年12月末までに支払いが必要となる費用のうち主要なものである既販車に関する自動車登録情報等の購入費用、再資源化預託金等の預託・收受のために運輸支局等内又は近傍の団体に専用端末・専用回線等を設置する費用、自動車所有者・ユーザー等向けの理解普及活動費は総額3, 194百万円となり、これらを含めた平成16年度の年間支出は総額で7, 289百万円と見込まれる。このため、平成16年度は、2, 601百万円の資金不足となり、また、この他に、安定した資金繰りを行うための運転資金として約1ヶ月分の支払額約1, 350百万円を確保する必要もあり、これらの合計3, 951百万円が不足することになると見込まれる。

このため、資金管理法機能に関しては、40億円を限度として長期借入を行うこととしたい。

②借入条件

- ・借入先 : 民間金融機関
- ・借入限度額: 40億円
- ・借入金利 : 固定金利
- ・借入日 : 第1回は平成16年4月を予定。その後、必要に応じて平成16年度中に随時。
- ・返済予定日: 平成18年3月末まで

2. 資金計画

(1) 資金管理法 別紙1 参照

自動車リサイクル法においては、既販車(約7400万台)については最初の継続車検時等までに自動車所有者が資金管理法に対して再資源化預託金等の預託を行うことが必要(預託がなされていることを国土交通大臣等が確認する制度)であるため、平成17年1月の自動車リサイクル法の本格施行から3年間でほぼ全ての既販車分の再資源化預託金等が預

託され、同時に資金管理料金も収受することとなる。

このため、資金管理料金収入は、平成16年度3,166百万円、平成17年度16,793百万円になるものと見込まれ、これを原資として平成18年3月末までに40億円の長期借入金(及びその利息)の返済を行うことは十分に可能なものとなっている。

なお、資金管理料金については、別紙1の資金計画では現状での暫定値として計上したものであるが、資金管理業務の適正な実施に必要な費用の積上げを踏まえて算出され、経済産業・環境大臣の認可を受けることとなる(本年7月目途に認可申請予定)。